

[文献名]法務研修所『在日朝鮮人処遇の推移と現状』（17～20頁）

[作成年月日]1955年7月

[作成者]法務研修所

[受信者]

[典拠]湖北社復刻版。

[原本所蔵機関]東京大学社会科学研究所など。

[復刻等]1975年に湖北社から復刻。

[注1] 作成者については森田芳夫としている書誌情報もある。

[注2] 原文に付されている注については省略した。

…

三、動員労務者

日華事変以後の戦時体制下にあつて、政府は、朝鮮人を集団的に日本内地に強制移住せしめる策をとつた。この労務動員は、つぎの三段階にわけてみうる。

(a)自由募集による動員（十四年九月から十七年一月まで）

昭和十四年四月、国民動員の企画が厚生省職業部および企画院で立案される時、内務省警保局、拓務省管理局、厚生省社会局と協議し、同年六月、厚生省職業部は、拓務省を通じて朝鮮総督府と折衝した結果、七月二十八日に内務・厚生両次官連名で、昭和九年十月の閣議決定の例外として、朝鮮人労務者を移入する方針と、これにもとづく募集要綱が通牒され、総督府も九月一日に、政務総監名で「朝鮮人労務者募集ならびに渡航取扱要綱」を通牒した。

これは、石炭、鉱山、土建などの事業主がまず府県長官あて移入許可申請書を提出し、厚生省の査定認可をうけ、つぎに朝鮮総督府の許可をうけ、総督府の指定する地域で、自己の責任で労務者を募集し、身体検査、身許調査、名簿の作成などを行う。募集された労務者は、雇傭主または責任ある代理者に引率されて、集団的に渡航就労した。

(b)官斡旋・隊組織による動員（十七年二月から十九年八月まで）

しかし、この自由募集は、事業主が最初に移入許可申請書を提出してから、朝鮮の道当局の募集許可決定をみるまで相当の期間がかかり（ながいのは六か月）、その手続きの簡素化が切望された。さらに、朝鮮内で鉱工業が活潑に起つてからは、労務配置の計画性が必要であつた。

十六年十一月に、企画院を中心に内務省警保局、厚生省職業局・生活局、朝鮮総督府が協議して「昭和十六年度労務動員実施計画による朝鮮人労務者の内地移入要領」および「同実施細目」、「手続き」を決定し、総督府側も要綱をとりきめ、十七年二月二十日から実施をみた。

これは事業主が府県知事に朝鮮人労務者移入雇傭願を提出して、承認をえたのち、総督府に朝鮮人労務者斡旋申請書を提出する。総督府でこれを承認した場合は、地域を決定し

て通牒し、道ではさらに職業紹介所および府、郡、島を通じて、邑、面にまで割当を決定して、労働者を選定とりまとめしめたのである。すなわち、行政の責任において労働者を集めたのであった。また送出にあたって、一組を五名ないし十名とし、二組ないし四組をもって一班とし、五班内外をもって一隊を組織して、隊長その他幹部をきめて統制をとり、これを雇傭主またはその代理者が出発地でひきついで、引率渡航した。

十七年二月の閣議で「朝鮮における過材を内地総動員業務に活用」する方針の下に、要員の選抜訓練、内地における施策等をさだめた際、家族を携行せしめないことになっていたが、十九年二月の閣議決定ではこれを改正し、「本方策による内地送出の労働者にして、二年をこゆる雇傭期間の出動に応じたるものに対しては、別に定むるところにより家族の呼寄せを認め」、ついで、その指導要綱で、家族呼寄せ、一時帰鮮、期間延長手当等が示された。

(c)国民徴用令による動員（十九年九月以後）

国民徴用令の施行は、昭和十四年七月である。朝鮮では、その全面的発動をさげ、十六年に、ただ軍要員関係だけに適用し、十九年二月になって朝鮮内の重要工場、事業場の現員徴用を行った。日本内地で働いていた朝鮮人労働者には、十七年十月から一部に徴用令を発動し、軍属として採用稼働されていた。

十九年八月八日閣議決定により、移入労働者に新規徴用の実施と、新規被徴用者に援護の徹底を期することを明らかにし、九月以後、朝鮮から内地へ送り出される労働者にも、一般徴用が実施された。ただし、総督府としては、労働管理のわるい所には徴用をさける方針をとり、一方、朝鮮勤労働員援護会を設けて家族援護の万全を期した。

十九年末からは、内地にいる朝鮮人で、空襲のない朝鮮へ疎開するものもいた。二十年三月には、関釜間の通常連絡が運航しなくなった。四月二十日の閣議報告に「半島人労働者の新規内地招致は、特殊の事情ある場合の外、原則として当分見合せしむること」の一項が入っていた。

朝鮮人労働者がもっとも歓迎されたのは、炭鉱であった。内地において、戦時増産の至上命令下に、昭和五年に比し、十六年は労働需要が三百万増加し、失業者は完全就業し、農業その他の有業人口の鉱工業労働への充員、ついで重工業部門への労働集中という現象が起っていた。石炭の必要性は高調されながら、炭鉱の労働管理はまずく、その労働者はたえず他の産業部門にひきぬかれ、主要産業種別中、最高の移動率を示していた。

農村出身の強靱な体の朝鮮人労働者は、この炭鉱の機器をすくうべくおくりこまれた。十八年末に北海道の朝鮮人坑外労働者は全員の四五%、坑内労働者は全員の六五%をしめていた。二十年三月末現在で、全国四十一万六千人の炭鉱労働者中、十三万八千人が朝鮮人であった。昭和十四年に全国炭坑労働者の六%をしめていた朝鮮人は、二十年三月には、三二%をしめていた。

動員労働者はそれぞれの職場で終戦まで働きつづけていたのではない。二十年三月現在では、昭和十四年以來の約六十万の動員労働者中、逃亡、所在不明が約二十二万あり、期

間満了帰鮮者、不良送還者、その他をのぞくと、事業場現在数は、動員労務者の半数にもみたなかった。

これは、戦時下の諸物資欠乏と、労務管理の不当であったこと、また契約期間の延長で安定しないことがおもな原因であるが、当時、渡航制限が抑制され、またその旅費に困るものが、この徴用という官費官許旅行を利用して渡航し、機会をみて逃亡すること、誘惑が多く、労務者集めのブローカーによるひきぬきがはげしいこと、食糧規制が全国的に不均等なため、規制のゆるい府県の事業場や、特別に食糧の入手できる事業場に移動する傾向があったことなども大きな理由としてあげられている。

十七年六月に、企画院に関係者が会同して「朝鮮人労務者防止対策要綱」をさだめ、朝鮮人労務者の訓練、労務管理の刷新、業者間の引抜防止の徹底、労務者ブローカーの取締などに力を注ぐことにし、ことに逃亡者の多いところは、その労務管理の改正をのぞむために、当分の充足を停止する措置までとった。とくに協和会会員章（これについては次節でのべる）の無所持者の一斉調査を実施して、逃亡者や不正渡航者の逮捕につとめ、十八年から十九年にかけて「逃走移入朝鮮人労務者一斉取締要綱」により、各ブロックごとに取り締まった。しかし、戦争の末期になると、逃亡者はますます増加していた。